

## 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出

都市計画法第58条の2様式による届出書には、次の図書を添付してください。

位置図  $S = 1 / 2,500$  程度

土地利用計画図  $S = 1 / 250$  程度

その他、以下に示す図面

1) 建築物の建築又は工作物の建設

- ・各階の平面図
  - ・各面の立面図
  - ・主要部断面図
- }  $S = 1 / 200$  程度

面積計算表（敷地面積、建築面積、延べ面積）を明記してください。  
立面図は建築物の形態・意匠、色彩等がわかるように着色してください。  
建築物等の概要（屋外に設置する建築設備の種類及び高さ、屋根及び外壁の仕上材）を、図中に記載してください。

2) 垣又はさくの設置

- ・外構平面図  $S = 1 / 200$  程度  
(土地利用計画図と併用できる場合は省略可)
- ・構造図  $S = 1 / 100$  程度

外構平面図とは、擁壁、門、垣、さく、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した図です。

立面図等を作成する場合、それらにも外構施設の内容（仕様等）を明示してください。

後日設置する場合は新たに地区計画の届出が必要となります。

3) 1) 及び 2) 以外で届出が必要な行為

- ・前述の図面のうち必要なもの
- ・設計図、または参考となるべき事項を記載した図書

委任状（届出者が申請手続きについて代理人を定められる場合）

- ・連絡先（電話番号等）及び担当者名を記入してください。
- ・届出者の押印が必要です。

現況カラー写真

届出書の部数 正1部、副1部

注1) 「届出者」とは、地区計画の区域内で建築等の行為を行おうとされる方（＝建築主等）をいいます。

注2) 当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。